

「広報あいずみ」広告掲載申込参加要領

「広報あいずみ」への広告掲載を申し込まれる方（以下「申込者」という。）は、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

（申込者の資格）

第1 賦課された町税を納付していること。

（広告規格等及び掲載料）

第2 広告枠の規格及び掲載場所は、次のとおりとします。

（1）大 き さ 1 枠当たり縦60mm、横90mm（2枠申し込む場合は、横に隣り合う2つの広告を1件とします）

（2）印 刷 色 カラー

（3）掲載場所 広報あいずみの最終ページ

2 広告掲載料は、広告枠1枠1回当たり18,000円（消費税を含む）とします。

（掲載回数）

第3 広告の掲載回数は、1回を単位とし、最長12回とします。ただし、年度を超えることはできません。

（広告掲載枠）

第4 広告掲載枠は、1回当たり8枠とし、年間96枠とします。

（広告内容）

第5 「広報あいずみ」広告掲載取扱要領第12条に規定するとおり、町の公共性及び品位を損なうおそれのないものとしてください。

募集広告を掲載する場合は、必ず募集期間を入れてください。

例) 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

令和〇〇年〇〇月〇〇日から受付 定員になり次第終了

〇〇月末まで 随時受付

価格を表示する場合は、消費税込みの金額としてください。

また、その価格の有効期限を明示してください。

有効期限が定まっていないものは、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在かを明示し、詳細については、広告主への問合せによる対応としてください。

(申込)

第6 申込者は、掲載を希望する月の前月の7日までに広報あいずみ広告掲載申込書(以下「申込書」という。)と添付書類を提出してください。提出する書類に不備・不足があった場合は申込ができません。また、受付時間は、業務日の午前9時から午後5時までとします。申込書に添付する書類は次のとおりです。

- (1) 町税等の納税状況調査同意書
- (2) 藍住町暴力団排除条例に基づく誓約書
- (3) 広告原稿(案)(FD又はCD等)

※広告原稿(案)は、新規又は既存の原稿に変更がある場合のみ提出してください。

なお、広告原稿(案)のデータは、電子メールによる提出も可能です。

電子メールで提出する場合は、その旨を御連絡ください。

(掲載の決定)

第7 町は内容を審査し、広告主を決定します。

- 2 掲載申込件数が、広告枠数の上限を超える場合は、掲載要綱第9条の規定に基づいて掲載する広告を決定します。なお、同要綱に基づく順位が同位の場合は掲載料の高い申込者を優先とし、掲載料が同額の場合は掲載回数が多い申込者を優先とし、同額同回数場合は抽選とします。
- 3 掲載月及び掲載位置が決まり次第、広告掲載決定通知書を送付します。

(掲載料)

第8 掲載料は、一括納付になりますので、指定期日までにお支払いください。指定期日までに、納付が確認できない場合は広告を掲載することはできません。また、広告主の都合で広告掲載を取り下げた場合、納めた掲載料は返還しませんのでご了承ください。

(広告内容の変更)

第9 広報に掲載する広告内容に変更がある場合は、毎月20日までに届けてください。届出が20日を超えた場合は、次号に反映できませんのでご注意ください。

(広告主の責務)

第10 町は、広告の内容に関するトラブル等については、一切責任を負いません。広告主の責任において解決してください。

(申込み及び問合せ先)

第11 申込み及び問合せ先は、次のとおりです。

郵便番号 771-1292

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1

藍住町役場 総務企画課政策推進室

電話 088-637-3124

電子メール kikaku@aizumi.i-tokushima.jp